

教区教化委員会規程

(平成三年六月二十九日達令公示第二十七号)

改正 平六・六・二八達令公示七

(設置)

第一条 教化に関する企画、研鑽、その他必要な事業を行うため、教区に教化委員会(以下「委員会」という。)を置き、何教区教化委員会という。

(業務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 僧侶、寺族及び門徒の学習教化の事業計画に関する事項
- 二 組又は地域の実情に適應する教化方策に関する事項

(組織)

第三条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

2 委員は、教区会議員、教区門徒会員、組長及び教務所長の選定した者それぞれ若干人とする。

(委員長)

第四条 委員長は、教務所長をこれに充て、会務を統理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、三年とする。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第六条 委員会は、委員長が招集し、毎年一回以上これを開く。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(小委員会)

第七条 委員会に、必要により小委員会を設けることができる。

2 小委員会は、委員会から委任された業務を行う。

(企画運営要員)

第八条 委員会は、前条のほか特定の任務を遂行するために、企画運営要員(以下「要員」という。)を置くことができる。

2 前項の要員は、教化委員及び寺族・門徒の中から委員長が委嘱する。

3 要員の任期は、一年以内とし再任を妨げない。

(事務)

第九条 委員会の事務は、教務所において行う。

(施行細則)

第十条 この達令を実施するために必要な事項は、教務所長が、教区会及び教区門徒会の議決を経、宗務総長の承認を得て定める。

附 則

- 1 この達令は、平成三年七月一日から施行する。
- 2 平成三年六月三十日現在、委員であった者は、この達令による委員とみなし、その任期は従前就任の日から起算するものとする。
- 3 平成三年六月三十日現在、宗務総長の承認を得て施行していた施行細則は、この達令による施行細則とみなす。

附 則（平成六年六月二八日達令公示第七号）

この達令は、平成六年七月一日から施行する。